

## 委員会提出第四号議案

### TPP決議の実現を求める意見書

本年四月、衆議院及び参議院の農林水産員会は、我が国のTPP交渉への参加にあたり、「農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるよう除外又は再協議の対象とすること」「交渉により収集した情報については、国会に速やかに報告するとともに国民への十分な情報提供を行い、幅広い国民的な議論を行うこと」「聖域の確保を最優先し、それが確保できないと判断した場合は、脱退も辞さないものとする事」などを内容とする決議を採択した。

しかしながら、政府は秘密保持契約を理由に、交渉内容を公表できないとしたため、未だ十分な情報提供も国民的議論もなされておらず、このような状況下で、TPPの年内妥結を拙速に行うことは、大きな問題であり民主的な進め方ではない。

また同時に、自由化率を上げるなど、なし崩しの譲歩のための環境整備を行うことは、国益を損なうことになりかねず、政府は、国民の食と暮らし・いのちに関わる問題だと認識した上で交渉を進めていくべきである。さらに、本年六月に閣議決定した、日本再興戦略（成長戦略）においては「今後十年間で農業・農村全体の所得を倍増する戦略を策定する」としているが、TPP妥結によって、食料自給率の向上や将来の農業経営の安定に悪影響をもたらすことは避けられない。

よって、次の事項について強く要望する。

一 交渉にあたっては、二国間交渉にも留意しつつ、自然的・地理的条件に制約される農林水産分野の重要五品目などの聖域の確保を最優先し、それが確保できないと判断した場合は脱退も辞さないものとする事。

二 TPP交渉には、守秘義務規定があるが、公表できることは、TPP政府対策本部のもとで、政府全体として、状況の進展に応じて速やかに公表すること。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十五年十二月十一日

大分県議会議長 近藤和義

内閣総理大臣	安倍晋三殿
内閣府特命担当大臣	甘利明殿
外務大臣	岸田文雄殿
農林水産大臣	林芳正殿
経済産業大臣	茂木敏充殿